

改正

平成17年9月27日条例第38号

平成21年12月16日条例第32号

平成28年3月15日条例第6号

令和5年3月15日条例第3号

南幌町情報公開条例

(前文)

ここに定める情報公開条例は、町が保有する公文書に対する公開請求権を何人にも保障し、行政活動の一層の透明化と開かれた町政の推進、情報の公開と共有化を進めることにより、町づくりの諸活動に資するものである。

住民の知る権利と行政の知らせる責務を明らかにする情報公開制度を確立することは、地域住民と行政との協働関係の基礎となるもので、公正で民主的な町づくりのため不可欠であり、住民が町の行政活動を監視するだけでなく、住民による町政への積極的参加をより推進し、更に町政に対する理解と信頼を深め、住むことの誇りと喜びをわかちあえる郷土づくりのために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、公文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、町政に関する情報について知る権利を保障するとともに、町政に対する理解と信頼を深め、町政への町民参加を一層推進し、地方自治の本旨に即した町政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 町長、議会、教育委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電子計算機による処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を記録しておくことのできるこれらに類するものであって、決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了し、実施機関が管理しているものをいう。
- (3) 公文書の公開 実施機関がこの条例の定めるところにより、公文書を閲覧若しくは視聴に

供し、又は公文書の写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例を解釈・運用するに当たり、利用する者の権利を十分に尊重しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即し適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求する権利)

第5条 何人も、実施機関に対して、公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をすることができる。

(公開してはならない公文書)

第6条 実施機関は、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書を公開してはならない。

(1) 個人情報 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人でも閲覧することができる情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要であると認められる情報

エ 法人その他の団体に所属する個人の当該団体における職務又は地位に関する情報及び公務員の職務執行に際して記録された情報に含まれる当該公務員の職名及び氏名であつて、公開することにより個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがないと認められる情報

(2) 法令秘情報 法令等の規定により公開することができないとされている情報及び主務大臣等から法律の規定により公開してはならない旨の具体的な指示がある情報

(公開しないことができる公文書)

第7条 実施機関は、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書を公開しないことができる。

(1) 事業活動情報 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から町民生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であつて、公開することが公益上必要であると認められる情報

(2) 公共安全維持情報 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

(3) 国等協力関係情報 町の機関と国等（国又は他の地方公共団体その他の公共団体若しくは公共的団体等をいう。以下同じ。）の機関との間における協議、依頼、要請等により作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(4) 意志形成過程情報 町の機関内部若しくは機関相互又は町と国等との間における審議、検討、調査、研究等の意志形成過程に関する情報であつて、公開することにより、公正かつ適正な意志形成に著しい支障が生ずるおそれのあるもの

(5) 行政運営情報 町又は国等の機関が行う検査の計画、試験の問題及び採点基準、用地買収計画、入札予定価格、争訟の方針、職員の身分取扱その他の町等の事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの

(公文書の一部公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第6条各号又は前条各号に該当し公開しないこととされた情報をいう。以下同じ。）とそれ以外の情報が記録されている場合において、非公開情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、公開請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、非公開情報が記録されている部分を除いて、公文書の公開をするものとする。

(公文書の存否に関する情報の取扱い)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書が存在しているか、又は存在していないかを明らかにするだけで、第6条第1号の規定により保護される利益又は第7条第2号の規定により確保される保護若しくは維持が当該公文書の公開をした場合と同様に害されることとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで公文書の公開の請求を拒否することができる。

(公開請求の手続)

第10条 公文書の公開請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。ただし、公開に係る公文書が、公表することを目的として実施機関が作成した刊行物その他実施機関が定める公文書であるときは、口頭により行うことができる。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公文書の名称又は内容その他公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(公文書の公開の決定等)

第11条 実施機関は、前条の請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内に、当該公開請求に係る公文書を公開する旨又は公開しない旨の決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、当該公開請求をした者（以下「請求者」という。）に対し、速やかにその内容を書面で通知しなければならない。ただし、請求書が提出された当日に公開請求に係る公文書の全部を公開するときは、この限りでない。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の期間をその満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、当該延長する期間及びその理由を書面により速やかに通知するものとする。
- 4 実施機関は、第1項の期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に、公文書を公開しない旨の決定（第8条の規定により、公開の請求に係る公文書の一部を公開しないこととするときの当該公開しない旨の決定を含む。）をしたときは、その理由と当該決定に対し不服申立てができる旨と併せて第2項の書面に付記しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとする。
- 5 実施機関は、前条ただし書に規定する公開請求があつたときは、直ちに当該公文書の公開をす

る旨の決定をするものとする。

(第三者に関する公文書に係る意見の聴取等)

第12条 実施機関は、前条第1項の決定をするに当たって、当該決定に係る公文書に町以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者に対し意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の決定をするに当たって、当該決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者に意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第6条第1号ウ及び第7条第1号アからウに規定する公文書に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書であって第7条各号のいずれかに該当するものについて、当該第三者に関する情報を有する部分を含む公文書を公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意志を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも14日をおかななければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を当該決定に対し不服申立てができる旨と併せて、書面により通知しなければならない。

(公文書の存否を明らかにしない決定)

第13条 実施機関は、第9条の規定により公文書の存否を明らかにしないときは、請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内に、その旨の決定をしなければならない。

2 第11条第2項の規定は、前項の決定について準用する。

(公文書の不存在の通知)

第14条 実施機関は、公開請求に係る公文書が存在しないときは、請求書を受理した日の翌日から14日以内に、当該公文書が存在しない旨の通知をしなければならない。

(公文書の公開の実施)

第15条 公文書の公開は、実施機関が第11条第1項の規定により当該公文書を公開する旨を決定して同条第2項の規定による通知の際に指定する日時及び場所において行うものとする。ただし、請求者が、当該公文書の写しを郵送により交付して公開するよう請求した場合は、この限りでない。

い。

2 実施機関は、公文書の公開をすることにより当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき、その他相当の理由があるときは、当該公文書の写しにより公文書の公開をすることができる。

3 実施機関は、公文書の公開を公文書の写しを交付する方法で行う場合の写しの交付部数は、公開請求があった公文書1件につき1部とする。

(費用の負担)

第16条 この条例の規定による公文書の閲覧又は視聴については、無料とする。

2 この条例の規定による公文書の写しの作成及び送付に要する費用は実費とし、請求者が負担とする。

(行政不服審査法による不服申立て)

第17条 公開等の決定又は公開請求に係る不作為について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、南幌町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。この場合においては、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

(1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で不服申立ての全部を認容し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開するとき。

ただし、当該公開等の決定について、反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、不服申立人、参加人、請求者(請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)及び当該不服申立てに係る公開等の決定について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)に対し、諮問をした旨を遅滞なく通知しなければならない。

3 審査会は、第1項の規定により諮問を受けたときは、これを審査し、諮問を受けた日から60日以内に、答申するよう努めなければならない。

4 審査会は、前項の答申をしたときは、答申書の写しを第2項に定める者に遅滞なく送付するものとする。

5 実施機関は、第3項の審査会の答申を最大限度尊重し、答申を受けた日から14日以内に当該不服申立てに対する裁決をし、理由を付して第2項に定める者に通知しなければならない。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第18条 第12条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決
- (2) 不服申立てに係る公開等の決定（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該公開等の決定に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意志を表示している場合に限る。）

（他の法令等との調整）

第19条 この条例は、法令等の定めるところにより閲覧、若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付の手続きが定められている公文書については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、町の機関が管理している施設において、町民の閲覧に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。

（情報の提供）

第20条 実施機関は、この条例による公文書の公開のほか、町政に関する情報を積極的に提供しよう努めるものとする。

（会議の公開）

第21条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験等に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

（出資法人等の情報公開）

第22条 町が出資その他の財政上の援助等を行う法人等であって、実施機関が定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、経営状況を説明する文書等その保有する文書の公開に努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人等が保有する文書であって、実施機関が管理していないものについて、その閲覧又はその写しの交付の申出があったときは、出資法人等に対して当該文書を実施機関に提出するよう求めなければならない。

（公文書の目録等の作成）

第23条 実施機関は、公文書を検索するために必要な目録等の資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

（運用状況の公表）

第24条 町長は、毎年1回、公文書の公開の運用状況を公表するものとする。

（指定管理者の情報公開）

第25条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、その保有する文書であって自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関するものの公開に努めるものとする。

- 2 実施機関は、前項の公の施設に関する文書であって実施機関が保有していないものに関し閲覧、写しの交付等の申出があったときは、当該指定管理者に対し、当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。3 前2項の文書の範囲その他これらの規定による文書の公開及び提出に関し必要な事項については、実施機関が定める。

（委任）

第26条 この条例に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。〔平成12年規則第30号により、平成13年1月1日から施行〕

（適用公文書区分）

- 2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。
- （1）平成12年4月1日以後に作成し、又は取得した公文書
- （2）平成12年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書であって公開のために整理が終わったものとして実施機関が指定したもの

附 則（平成17年9月27日条例第38号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月16日条例第32号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月15日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 実施機関の決定又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた実施機関の決定又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 15 日 条例第 3 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。